

生駒市選挙管理委員会告示第4号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月30日

生駒市選挙管理委員会委員長 新田 博司

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とする。

「
委員会印
（名簿・入場券専用）」

第20条中

生駒市選
挙管理委
員会之印

を削り、同条を第21条とし、第19条

縦横10mm」

を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中第4号を第8号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 公印の管理に関すること。

第17条第2号の次に次の3号を加え、同条を第18条とする。

(3) 所属職員の旅行命令に関すること（前条第1項第2号に係るものを除く。）。)

(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること（前条第1項第3号に係るものを除く。）。)

(5) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。

第16条の次に次の1条を加える。

(補助執行等)

第 17 条 委員会は、法第 180 条の 7 の規定により、次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

- (1) 事務局長の宿泊を伴わない旅行命令に関すること。
- (2) 事務局職員の宿泊を伴う旅行命令に関すること。
- (3) 事務局職員の時間外勤務命令に関すること（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に限る。）。
- (4) 事務局長の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (5) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の採用に関すること。
- (6) 事務局職員の人事評価に関すること。

2 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、市長の権限に属する事務の決裁の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市公職選挙事務執行規程の一部改正)

2 生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年 10 月生駒市選挙管理委員会告示第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条中「第 19 条」を「第 20 条」に改める。